

安全装置等導入促進助成金交付要綱

(平成 30 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等の導入助成事業を実施し、その装置を装着した会員事業者(以下「会員」という。)に助成金を交付する。

(対象装置)

第 2 条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準とする。なお、装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- 1 後方視野確認支援装置
- 2 側方視野確認支援装置 (車両総重量 7.5 トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る)
- 3 呼気吹込み式アルコールインターロック
- 4 I T 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(G マーク事業所が導入した場合に限る)

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、安全装置等を平成 30 年 4 月以降に新たに装着(中古品・レンタル品を除く)した会員とする。但し、リースによる場合であっても、助成金は会員に交付する。

(装着対象車両)

第 4 条 長野県内ナンバーの事業用貨物自動車とする。

但し、同一車両一回限りとする。(理由の如何にかかわらず再装着の場合は対象としない。)

(助成交付額)

第 5 条 助成交付額は、つぎのとおりとし、県ト協分に全ト協分を加算する。

	県ト協助成金	全ト協助成金	台数上限
後方視野確認支援装置	20,000 円	20,000 円	一会員あたり左記の機器合計で年間 50 台を上限とする。
側方視野確認支援装置	20,000 円	20,000 円	
アルコールインターロック	20,000 円	20,000 円	
携帯型アルコール検知器	10,000 円	20,000 円	

注意 1：予算の範囲内で受付け順に助成する。なお、予算超過時点においては、装着日付の早い順とする。

注意 2：助成対象は機器本体価格(装着料・消費税を除く)とし、導入価格が助成額を下回る場合は、県ト協助成分を減算する。

注意 3：側方視野確認支援装置を導入した場合は、当該装置を導入したことが確認できる写真を添付すること。（左側方カメラを装着したことが判別できること）

① 複数の助成事業に係る機器で構成されている後方視野確認支援装置について後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置に関し、運行管理連携型ドライブレコーダと一体型である場合は、それぞれの金額を助成する。（但し、申請は各々で行うこと。）

② 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置が一体型である場合の取扱い側方視野確認支援装置に関し、後方視野確認支援装置と一体型である場合は、それぞれを助成対象とする。

ア.すでに後方視野確認支援装置を導入している場合

導入済みの後方視野確認支援装置(モニター+後方カメラ)に左側方カメラを後付け装着する場合は、県ト協・全ト協助成金を併せて 40,000 円とする。

イ.新たに後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置を同時導入した場合新たに機器を同時導入した場合(後方視野確認支援装置(モニター+後方カメラ)1台+左側方カメラ1台)は、県ト協・全ト協助成金を併せて 80,000 円とする。

(助成期間)

第 6 条 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月末日の間に装着を完了し、支払い等が終了したもの。

(助成金の申請)

第 7 条 安全装置等の装着を完了した会員は、別紙安全装置等導入促進助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)により添付書類とともに、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、申請の最終期限は平成 31 年 3 月 5 日とする。

(助成金の交付)

第 8 条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成要件に適合すると認めた場合には、第 5 条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第 9 条 申請時において、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成を行わない。

(財産の処分制限)

第 10 条 会員導入は、交付対象となった装置が装着の日から起算して 1 年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

また、当該装置及び当該装置を装着した車両を上記に定めた期間内に処分する場合においては、残存期間に応じて助成金を返還しなければならない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第11条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要事項)

第13条 この要綱の定めのあるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(附則)

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。